

# 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	<b>10.3</b>	<b>72.4</b>
( 14.95 )	( 19.95 )	( 25.0 )	( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合、「—」を記載しています。
- 2 本町の早期健全化基準を括弧内に記載しています。

総括表① 健全化判断比率の状況（平成26年度決算）

Ver.26.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
043419	宮城県	丸森町	-	-	10.3	72.4

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	14.95	19.95	25.0	350.0
	5,077,034	284,633	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成26年度決算)

Ver.26.00

団体名

宮城県丸森町

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	501,964	9.9
小 計		501,964	9.9
標準財政規模		5,077,034	100.0
実質赤字比率 (%)		-9.88	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	丸森町国民健康保険特別会計	99,018	2.0
	丸森町介護保険特別会計	55,936	1.1
	丸森町後期高齢者医療特別会計	2,854	0.1

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)	
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	丸森町水道事業会計	237,921 4.7	
		丸森町病院事業会計	189,605 3.7	
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	丸森町公共下水道事業特別会計	6,037 0.1	
		丸森町農業集落排水事業特別会計	2,072 0.0	
		丸森町営農飲雑用水事業特別会計	1,704 0.0	
	宅 地 造 成 事 業	丸森町宅地造成事業特別会計		
		丸森町工場団地造成事業特別会計	493 0.0	
合 計		1,097,604	21.6	
標準財政規模(再掲)		5,077,034	100.0	
連結実質赤字比率 (%)		-21.61	※	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。



総括表④ 将来負担比率の状況（平成26年度決算）

Ver.26.00

団体名

宮城県丸森町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社			連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						土地開発公社	第三セクター等			
8,532,830	29,121	3,287,020	114,531	2,780,620	0	0	0	0	0	0

(分母比)

202

1

78

3

66

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
3,013,247	62,628	0	8,608,935

(分母比)

71

2

204

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A - B		将来負担比率 (%)
14,744,122	349	11,684,810	277	3,059,312	72	
=						
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C - D		
5,077,034	120	854,020	20	4,223,014	100	
=						
						72.4

# 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

## 記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
丸森町水道事業会計	—	20.0%
丸森町病院事業会計	—	20.0%
丸森町公共下水道事業特別会計	—	20.0%
丸森町農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
丸森町営農飲雑用水事業特別会計	—	20.0%
丸森町宅地造成事業特別会計	—	20.0%
丸森町工場団地造成事業特別会計	—	20.0%

## 備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合、「—」を記載しています。
- 2 「備考」欄には、早期健全化基準を記載しています。



